保育料基準額表 (保育標準時間認定)

	各月初日				(休月1赤牛吋)	1	164 / D 465 '					
	各月初日属する世	の在籍児童の帯の階層区分		家族	: 構成	保育	料 (月額 <u>:</u>					
保育料階 層区分		定				3歳未満児	3歳児以上					
1	る被保護者を含む世帯又は	津第144号)第6条第1項に規定す は児童福祉法第6条の3第8項に規 議育事業を行う者並びに同法第6条 世帯	共 通			0	◎令和元年10月1日から 3歳以上は無料					
	第1階層を除き、市町村民		二人親	1子目	生計同一の兄姉なし	0	(3歳になった後の最初の					
2	税の額の区分が次の区分 に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	一人积	2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0	4月1日から)					
	4~8月:前年度分 9~3月:当年度分		ひとり親等			0						
				1子目	生計同一の兄姉なし	10,000						
			二人親	2子目	生計同一の兄姉1人	0	◎副食費は、原則有料					
3-1		 16,200円未満の世帯			同時利用の兄姉1人	0	ただし次のいずれかの場合に免					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	0	除となります。					
			ひとり親等	1子目	生計同一の兄姉なし	9,000	-保育料階層区分					
				2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0	1階層~4-2階層まで					
				1子目 2子目	生計同一の兄姉なし	12,800	-IH/HIH/H V - V					
			二人親		生計同一の兄姉1人	0	①生活保護世帯					
3-2		16,200円以上 32,400円未満の世帯			同時利用の兄姉1人	0	②市町村民税非課税世帯					
		32,400円不満の世帯		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	0	全川町竹瓦坑升林杭巴市					
			ひとり親等	1子目	生計同一の兄姉なし	9,000	③市町村民税の所得割額が					
				2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0	80,800円未満の世帯					
				1子目	生計同一の兄姉なし	15,600	·未就学児童の3人目以降					
			二人親ひとり親等	2子目	生計同一の兄姉1人	0	未就学児童を3人以上監護し、					
3-3		32,400円以上 48,600円未満の世帯			同時利用の兄姉1人	0	児童の年齢の高い方から数え					
		40,000円木両の世帯		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	0	て3人目以降の児童 ※未就学児童が保育所、					
				1子目	生計同一の兄姉なし	9,000	幼稚園等に入所している					
				2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0	場合に限ります。					
			二人親	1子目	生計同一の兄姉なし	18,900						
				2子目	生計同一の兄姉1人	0						
4-1		48,600円以上			同時利用の兄姉1人	0						
		64,700円未満の世帯 		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	0						
	第1階層及び第2階層		ひとり親等	1子目	生計同一の兄姉なし	9,000						
	を除き、 <u>市町村民税</u> の 所得割課税額が次の			2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0	-					
	区分に該当する世帯		二人親	1子目	生計同一の兄姉なし	22,200						
	4~8月:前年度分 9~3月:当年度分			2子目	生計同一の兄姉1人	0						
4-2	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	64,700円以上 80,800円未満の世帯			同時利用の兄姉1人	0						
		00,000口不裥切世市		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	0						
			ひとり親等	1子目	生計同一の兄姉なし	9,000						
				2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0						
4-3		80,800円以上 97,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄姉なし	25,500						
		37,000円不綱の世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0						
5-1		97,000円以上		1子目	生計同一の兄姉なし	30,350						
		121,000円未満の世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0						
5-2		121,000円以上		1子目	生計同一の兄姉なし	35,200						
		145,000円未満の世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0						
5-3		145,000円以上		1子目	生計同一の兄姉なし	40,050						
0 0		169,000円未満の世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0						
6-1		169,000円以上 213,000円未満の世帯				45,000						
6-2		213,000円以上 257,000円未満の世帯				49,950						
6-3		257,000円以上 301,000円未満の世帯 301,000円以上				54,900						
7–1		333,000円以上 333,000円未満の世帯				61,930						
7-2		333,000円以上 365,000円未満の世帯				68,960						
7-3		365,000円以上 397,000円未満の世帯				76,000						
8		397,000円以上の世帯				98,800						

^{※ 4-3}階層から8階層については、同一世帯から<u>保育所等</u>に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限ります。 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、 児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。(認可外保育施設は対象外です。) ※ 満9歳未満(年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の児童を3人以上監護し、 児童の年齢の高い方から教えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上配の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。 ※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額 ※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

[※] ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く)、 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要編の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。

保育料基準額表 (保育短時間認定)

	各屋	月す	初る	日世	<i>a</i>		籍階		児:	重の区分		家族	構成	保	育	料	1	(月	額		
保育料					-"	,	П		<u>/</u>		#			3 恭 =	+満児			3 ‡	表児以 表児以	F		
区分														ひ所収ノ	3歳未満児			J ,	ヌノし と	· -		
4	児童	福祉法	第6:	₹ の3	第8項	に規定する被保護者を含む世帯又は 8項に規定する小規模住居型児童養 法第6条の4に規定する里親を含む世					共 通				0		◎令和元年10月1日から3歳以上は無料					
	第1 税の	階層を 額の に酸	除き、 【分が	市町	村民 区分						二人親	1子目	生計同一の兄姉なし		0	-1				の最初の		
2	- 4	1~8)	:∭T1	F度分		市町	村民	梲:	非課	党世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0		4月1	日かり	ව)			
	٤	•~3)	:当4	F度分							ひとり親等				0	4						
												1子目	生計同一の兄姉なし		9,940	-1						
											二人親	2子目	生計同一の兄姉1人		0	-11	◎副食費は、原則有料					
3-1						16,200円未満の世帯				07日以降	同時利用の兄姉1人		0	-11				の場合に免				
										3子目以降	生計同一の兄姉2人以上	-	0 000	-	除とな	ります	0					
											ひとり親等	1子目 2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		9,000	-	•保育	保育料階層区分				
					_								生計同一の元姉「人以上		12.680	-	1階層~4-2階層ま					
						10 000 TIN L					二人親	1子目 2子目 -	生計同一の兄姉4と		0 0	-11		, –	. =:=//	30. 2		
													同時利用の兄姉1人		0	-	①生	活保護	世帯			
3-2						16,200円以上 32,400円未満の世帯				3子目以降	生計同一の兄姉2人以上		0	\dashv	⊘ ≠	⋒⋾⋨⋰⋻	己税非課	総出 書				
										1子目	生計同一の兄姉なし		9,000	\dashv	(۱۱)	1 T 1 D	いルカドは木	ıν ι= .μ .				
											ひとり親等	2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		9,000	\dashv				得割額が		
					-			NEIN F		1子目	生計同一の兄姉なし	1	15.440	┨	80	, 800	円未満の	の世帯				
									二人親	2子目	生計同一の兄姉1人		0	-	•未就	学児	童の3丿	、目以降				
						32 4	เกก¤				同時利用の兄姉1人		0	┨				上監護し、				
3–3						32,400円以上 48,600円未満の世帯			世帯		3子目以降	生計同一の兄姉2人以上		0	7				方から数え -			
										1子目	生計同一の兄姉なし		9.000	7			降の児童 記童が保					
											ひとり親等	2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0	╗				している		
					-						_	1子目	生計同一の兄姉なし	1	18.680	1	場合に限ります。	,				
										生計同一の兄姉1人			0	1								
					48,600円以上 64,700円未満の世帯			二人親	2子目	同時利用の兄姉1人		0	ᅦ									
4-1										3子目以降	生計同一の兄姉2人以上		0									
	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の										ひとり親等	1子目	生計同一の兄姉なし		9,000							
												2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0	1						
	所得割課税額が次の 区分に該当する世帯						1子目	生計同一の兄姉なし	2	21,920												
	4~8月:前年度分 9~3月:当年度分					64,700円以上			二人親	078	生計同一の兄姉1人		0									
4-2										2子目	同時利用の兄姉1人		0									
4-2						80,800円未満の世帯				3子目以降	生計同一の兄姉2人以上		0									
											ひとり親等	1子目	1子目 生計同一の兄姉なし 9,	9,000								
												2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0							
4-3								円以上			1子目	生計同一の兄姉なし	2	25,160								
7 0						97,0	000円	未	:満の	世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0							
5-1							000円					1子目	生計同一の兄姉なし	2	29,940							
J 1						121,0	000F]未	:満の	世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0							
50					Ī	121,0	000円	別	上			1子目	生計同一の兄姉なし	3	34,720	7						
5-2										世帯		2子目以降	生計同一の兄姉1人以上		0	ᅦ						
F ^					Ī	145,000円以上					1子目	生計同一の兄姉なし	3	39,510	7							
5-3				169,000円未満の世帯						2子目以降	生計同一の兄姉1人以上	0										
6-1					-	169,000円以上 213,000円未満の世帯 213,000円以上								4	14,370							
6-2					-	,	000 <u>F</u>]未	満の	世帯				4	19,230	-1						
6-3 7-1					-	,	000 <u>F</u>]未	満の	世帯					54,090							
7–1						333,0	000円]未	満の	世帯				ļ '	61,010	4						
7-2					}	333,0 365,0 365,0	000円]未	満の	世帯					67,930							
7-3						397,0	000円	未	満の	世帯					74,860							
8										世帯			が無料になります。ただし、		7,280							

^{※ 4-3}階層から8階層については、同一世帯から<u>保育所等</u>に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限ります。 <u>保育所等</u>とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、 児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。(認可外保育施設は対象外です。) ※ 満9歳未満(年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の児童を3人以上監護し、

[※] 演9康末演(年度の途中で演9康に達する場合には、9康に達する日以降の最初の3月31日までの間にある有)の児童を3人以上監護し、 児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。 ※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額 ※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。 ※ ひとり親等とは母子及び父子並びに募婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く)、 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4名条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、 特別に含む、特別である法律第4名条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、 特別に含む、表別の主義に関する法律に関する法律により表件といるがより見た。因民を会とにつかる原見を会の政策を表の必要さるの必要されませた。また 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。